妊婦健診助成券追加交付について

　これまで妊娠届出時に妊婦健診の助成券を14回目まで渡しておりました。この度、15回目、16回目の助成券も追加で交付することになりましたので、お知らせします。

～追加交付を受ける方法～

14回目の妊婦健診助成券を使用したら･･･

①申請書を記入し提出する

　役場健康福祉課あるいは各地域課に母子健康手帳と申請書を提出ください。

（※R6.5月以降の出産予定の方には妊婦訪問時にお渡ししております。

お手元に無い方は、健康福祉課にお問合せください。）

②健康福祉課にて確認する

③追加分の妊婦健診助成券の交付を受ける

④助成券を受け取ったら署名をする

